

平成 30 年 8 月 14 日

各 位

会社名 株式会社エボラブルアジア  
代表者名 代表取締役社長 吉村英毅  
(コード番号：6191 東証第一部)  
問合せ先 取締役 C F O 柴田裕亮  
(TEL. 03-3431-6191)

### 第 9 回及び第 10 回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 8 月 14 日開催の取締役会において、平成 29 年 7 月 24 日に発行いたしました株式会社エボラブルアジア第 9 回新株予約権及び第 10 回新株予約権（以下、総称して「本新株予約権」といいます。）につき、下記の通り、残存する全部の新株予約権を取得するとともに、取得後ただちにその全部を消却することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 取得及び消却する本新株予約権の内容

発 行 期 日	平成 29 年 7 月 24 日
発 行 新 株 予 約 権 数	12,454 個 第 9 回新株予約権：5,722 個 第 10 回新株予約権：6,732 個
発 行 価 額	総額 43,558,420 円（第 9 回新株予約権 1 個につき 4,930 円、第 10 回新株予約権 1 個につき 2,280 円）
本新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 1,245,400 株（本新株予約権 1 個につき 100 株） 第 9 回新株予約権：572,200 株 第 10 回新株予約権：673,200 株
残 存 数 (平成 30 年 8 月 14 日時点)	12,454 個 第 9 回新株予約権：5,722 個 第 10 回新株予約権：6,732 個
取 得 金 額	43,558,420 円（第 9 回新株予約権 1 個につき 4,930 円、第 10 回新株予約権 1 個につき 2,280 円）
取 得 日 及 び 消 却 日	平成 30 年 8 月 29 日（予定）

※本新株予約権の詳細につきましては、平成 29 年 7 月 7 日付「第三者割当による第 9 回乃至第 11 回新株予約権（行使許可条項付）の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

#### 2. 取得及び消却を行う理由

平成 29 年 7 月 24 日付で、第 9 回乃至第 11 回新株予約権を発行いたしました。が、いずれも行使価額及び下限行使価額が高水準に設定されており、割当先による新株予約権の行使が進まず、当初企図していた金額規模による資金調達を実現することができませんでした。第 9 回乃至第 11 回新株予約権を発行した時点においては、早期の資本調達の蓋然性が高いと考えておりましたが、不確実性の高い株価動向により当社が適正と考える株価水準に株価が到達しなかったため、結果として現時点に至るまで資金調達は実現しておりません。一方、新株予約権発行後から現在に至るまで、当初想定を上回る M&A や投資の実行を推進してきており、今後のさらなる企業成長へ向けた資金調達のニーズが高まっている状況にあります。

本日公表しております「行使価額修正条項付き第 13 回新株予約権（第三者割当て）の発行及びコミットメント条項付き第三者割当て契約に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、多様な資金調達手段を検討し、総合的に勘案した結果、第 13 回新株予約権による資金調達は、資金調達額や時期をある程度コントロールすることができ、一時に大幅な株式価値の希薄化が生じることを抑制することが可能であり、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金ニーズに対応しうる、現時点における最良の選択であると判断しました。そのため、本新株予約権によっては当初企図していた金額規模による資金調達を実現していないことに鑑み、本新株予約権の取得及び消却を実施することを決定し、資金調達を早期に実現するために、第 13 回新株予約権を発行することを決定いたしました。

平成 30 年 8 月 29 日付で取得及び消却する予定の本新株予約権で調達予定だった約 50 億円については、第 13 回新株予約権により同程度の資金を調達する予定です。また、第 11 回新株予約権（8,415 個（841,500 株）／当初行使価額 6,000 円）について、取得及び消却を行わない理由としましては、第 11 回新株予約権において設定した当初行使価額 6,000 円という株価水準が、当社が中長期的に目標としてきた株価水準であり、今後もその達成に向けて取り組んでいくためであります。そのため、第 11 回新株予約権の行使による約 50 億円の資金調達については引き続き調達予定であります。したがって、第 9 回乃至第 11 回新株予約権を発行した時点において計画していた約 100 億円の調達を予定していることに変更はありません。

### 3. 今後の見通し

当該新株予約権の取得及び消却について、当期の業績に与える影響はありません。

以 上